



Japan Tax Newsletter

デロイトトーマツ税理士法人

2016年9月1日号

大阪事務所 浅井 一宏(公認会計士・税理士)

加算税制度の見直しについて～平成28年度税制改正～

1 はじめに

平成28年度税制改正(以下「本改正」)において、加算税制度について、以下の見直しが行われている。

- 加算税の課税割合の変更
- 加算税の加重措置の創設

いずれも当初申告のコンプライアンスを高める観点から¹の見直しであり、これらの加算税が課された場合には納税者の税負担が増加する改正である。本ニュースレターでは、これらの加算税制度の見直し内容について解説する。

2 加算税の概要と種類

(1) 加算税の概要

加算税は、申告納税方式による国税が法定申告期限までに適正な申告がなされない場合や、源泉徴収による国税が法定納期限までに正当に納付がなされない場合に課される、賦課課税方式による税である。適正な申告や納付を行わない者に対して課する一種の行政上の制裁としての性質を有する税であり、これにより申告秩序等の維持を図ることを目的としている。

(2) 加算税の種類

加算税には次の4種類に区分され、それぞれについて課税要件が定められている。

¹ 「[平成28年度税制改正大綱](#)(17ページ)」(自由民主党ウェブサイト(PDF))

種類	賦課対象	課税要件
過少申告加算税(通法 65)	申告納税方式による国税	➤ 期限内申告について、修正申告・更正があった場合
無申告加算税(通法 66)		➤ 期限後申告・決定があった場合 ➤ 期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合
重加算税(通法 68)	源泉徴収による国税	➤ 仮装・隠蔽があった場合
不納付加算税(通法 67)		➤ 源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合

(「[加算税の概要](#)」(財務省ウェブサイト)を基に作成)

本改正では、これらの加算税のうち、過少申告加算税・無申告加算税・重加算税を対象としている。(不納付加算税については、本改正では見直しの対象にはなされていない。)

3 加算税の課税割合の変更

(1) 変更の内容

調査を行う旨、調査対象税目および調査の通知(以下「調査通知」)以後、かつ、その調査による更正または決定があるべきことを予知(以下「更正予知」)する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税および期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税の課税割合について、以下の見直しが行われた(通法 65①、66①)。

項目	改正前	改正後
調査通知以後かつ更正予知前にされた、修正申告に基づく過少申告加算税	不適用	5% (期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 10%)
調査通知以後かつ更正予知前にされた、期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税	5%	10% (納付すべき税額が 50 万円を超える部分は 15%)

次の修正申告等について、上記の加算税の対象とならないものとして、具体的には今後、通達等において示される予定である²。

- 調査対象を区分する場合における、その調査対象とならない部分に係る修正申告
- 他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等
- 相続税または贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等

(2) 変更の経緯

調査通知を行った直後に修正申告または期限後申告を行い、過少申告加算税または無申告加算税の賦課回避を意図する者に対して加算税を課すことで、適正な当初申告を促す観点から³見直されたものである。

² 「平成 28 年度税制改正の解説(874 ページ)」(財務省ウェブサイト(PDF))

³ 「平成 28 年度税制改正の解説(873 ページ)」(財務省ウェブサイト(PDF))には、以下のような記述がなされている。
「事前通知直後(更正等の予知前)に多額の修正申告または期限後申告を行うことにより加算税の賦課を回避している事例が散見され(中略)通常に加算税よりも一段低い水準の加算税を課すこととされました」

(3) 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後の法定申告期限が到来する国税について適用される(改正法附則 54③)。

4 加算税の加重措置の創設

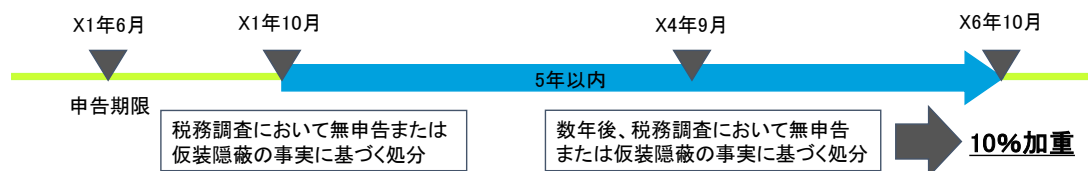
(1) 創設の内容

期限後申告もしくは修正申告(更正予知によるものに限る)または更正もしくは決定等(以下「期限後申告等」)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(更正予知によるものに限る)または重加算税を課されたことがあるとき(以下「一定の場合」)は、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税または重加算税の課税割合にそれぞれ 10%加重する制度が創設された(通法 66④、68④)。

項目	改正前	改正後
期限後申告等に基づき課される 無申告加算税 (一定の場合に限る)	15% (納付すべき税額が 50 万円を 超える部分は 20%)	25% (納付すべき税額が 50 万円を 超える部分は 30%)
期限後申告等に基づき課される 重加算税 (一定の場合に限る)	➢ 35%(過少申告加算税・不納 付加算税) ➢ 40%(無申告加算税)	➢ 45%(過少申告加算税・不納付 加算税) ➢ 50%(無申告加算税)

加算金制度(地方税)における不申告加算金および重加算金についても、上記と同様の見直しが行われている(地法 72 の 46④ 等)。

(時系列のイメージ)



(2) 創設の経緯

短期間に繰り返して無申告または仮装・隠蔽を行う者に対して加算税の加重措置を設けることで、これらの行為を防止する観点から⁴創設されたものである。

(3) 適用時期

平成 29 年 1 月 1 日以後の法定申告期限が到来する国税について、同日以後に繰り返して行われる(すなわち 2 回目以降の)無申告加算税又は重加算税の賦課決定から適用される(改正法附則 54③)。

4 「平成 28 年度税制改正の解説(874~875 ページ)」(財務省ウェブサイト(PDF))には、以下のような記述がなされている。

「これまでの無申告加算税または重加算税の水準(割合)にあつては、無申告または仮装・隠蔽が行われた回数にかかわらず一律であるため、意図的に(中略)繰り返すケースも多いことから、(中略)悪質な行為を防止する観点から(中略)10%加重する措置を創設することとされました」

5 本改正の結果

加算税の課税割合等は以下のように整理される。本改正での見直し点である、「3 加算税の課税割合の変更」の箇所には^(注1)を、「4 加算税の課税措置の創設」の箇所には^(注2)を付している。

種類	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・課税割合の軽減	
		要件	不適用・軽減割合
過少申告 加算税	10%	➤ 正当な理由がある場合	不適用
	(期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分※) 15%	➤ 更正を予知しない修正申告の場合	(調査通知前) 不適用 (調査通知以後) 5%・10% ^(注1)
無申告 加算税	15%または25% ^(注2)	➤ 正当な理由がある場合 ➤ 法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
	(50万円超の部分) 20%または30% ^(注2)	➤ 更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合	(調査通知前) 5% (調査通知以後) 10%・15% ^(注1)
重加算税	(過少申告加算税に代えて) 35%または45% ^(注2)	—	
	(無申告加算税に代えて) 40%または50% ^(注2)		
	(不納付加算税に代えて) 35%または45% ^(注2)		
不納付 加算税	10%	➤ 正当な理由がある場合 ➤ 法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
		➤ 納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%

(注1) 調査通知以後、更正予知前にされた、修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)

同上、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)

(注2) 過去5年以内に、無申告加算税または重加算税を課されたことがあるときは、10%加重

(「[加算税の概要](#)」(財務省ウェブサイト)を基に作成)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人 大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000(代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。